

增補
改訂
四柱推命奧義秘傳錄
卷四

特261

415



始



特261
415

增補
改訂

四柱推

命奧義秘傳錄

卷

四

第四章 格局之部



第四卷 目次

第四章 格 局

一、二十四格の解

月上正官格(二) 雜氣財官格(四) 月上偏官格(五) 時上偏財格(七)
 時上一位貴格(七) 飛天祿馬格(九) 同飛天祿馬格(一一) 倒冲格(一二)
 倒冲又格(一三) 乙巳鼠貴格(一四) 六乙鼠貴格(一四) 合祿格(一五)
 同合祿格(一六) 子遙巳格(一七) 丑遙巳格(一九) 壬騎龍背格(二〇)
 井欄又格(二二) 歸祿格(二三) 六陰朝陽格(二四) 刑合格(二五)
 拱祿格(二七) 拱貴格(二八) 月上印綬格(二九) 雜氣印綬格(三〇)

一、十八格の解

六壬趨艮格(三一) 六甲趨乾格(三二) 勾陳得位格(三三) 玄武當權格(三三)
 炎上格(三四) 潤下格(三五) 從革格(三五) 稼穡格(三七)
 曲直格(三七) 日德秀氣格(三八) 福德格(三九) 棄命從財格(四〇)
 傷官生財格(四一) 棄命從殺格(四一) 傷官帶殺格(四二) 歲德扶殺格(四三)
 歲德扶財格(四四) 挾丘格(四五)

一、以下附屬格の解

兩干不雜(四六) 五行俱足(四七) 支辰一字(四八) 天元一氣(四八)
 鳳凰池(四九)

増補改訂 四柱推命奥義祕傳録卷之四

大阪市天祥館 松本義亮 著

格を知る便法

第一、四柱中に正官、偏官及び正財、偏財なきものは、格に據り吉星を發見せなければならぬ、假しや官、財なくとも格に入るを得ば却て無上の命となる。

第二、格を見るには四柱中財、官、印のなきものに限る、生日の干を見定め月と時との干支を見るのが先づ捷徑であるが、兎に角生年月日を書出して一々格の部に照合することが何よりも間違ひがない。

一二十四格の解

格とは何ぞや、即ち命星の資格を云ふのである、本來人界に生を稟け

たるものは、萬物の靈長たるだけの資格を具備しなければ生存場裡に立つと起たざるを問はず、人たるの本分を完ふすることができず、卑賤貧窮に陥り、禽獸相距る遠からざる境地に彷徨して、勞働に従事するか、或は短命なるか、若くは貧病交々に至りて、權利も義務も放棄し、憐みを道に求むる丐食兒となるか、孰れ人としての權威を有せざる薄命漢として終らなければならぬ、然れども生年月日の十干十二支に歴然として財官、印、食等の吉星が配置せられてあれば、敢て格を求むる必要がない、若し如上の補佐する吉星なければ、是非とも強いて格中に官星を捜し出さなければならぬ、以下其格を掲ぐ、

月上正官格

一、月上に正官となる十二支あるを月上正官格と云ふ、抑も財官、印の吉星は月上にあるを最上の命とす、されば折角正官を有するも、刑冲又は傷官あれば吉神魔神に尅破せらるるの理にして、其威徳を傷害せられ、却て不幸の命となる、故に月上に正官ありて、刑、冲、若くは傷官あれば、官吏は榮進することなく、薄福を免れず、隨て權威墜ち、商工業者は發達

の時期を得ず、其正官運に遇ふて災害簇出し窮苦艱難の逆境に鬱々として生甲斐なきを憾むに至るは命星の然からしむる處また如何とも詮術なし、

一、月上に正官在りて刑冲傷官なき者は、大運正官の運又た歳君正官年に遭遇するか、大歳、歳君何れにもせよ印綬の運に遭遇して最大發達を遂げ、得意一たび至れば順風に帆を揚ぐる最大幸福を發す(官は印を生じ印は吾を生ずるが故に生、日強ければ正財偏財の大運中に發達す)

明治九年十二月 十四日生 年 丙子 月 庚子 <small>(子の分野中の癸水正官となる)</small> 日 丙辰 時 乙未	嘉永四年六月 廿七日生 年 辛亥 月 乙未 <small>(未の土は壬(水)の正官)</small> 日 壬午 時 乙巳	明治六年十一月 十六日生 年 癸酉 月 甲寅 <small>(寅中の甲(木)は土の正官となる此命は正官旺相するので至て貴く甲寅と旺相す)</small> 日 己巳 時 戊辰	明治五年二月 二十四日生 年 壬申 月 癸卯 <small>(卯の(木)戊(土)の正官となる)</small> 日 戊寅 時 丙辰
--	---	---	--

一、以上の例によりて月上の十二支が生日の正官となる星あれば、正官格と見なければならぬ、則ち大運正官運印綬の運及び正財偏財運に至大の發達を遂ぐ、又た歳君正官年印綬運に遇ふも福祉を發す、若し大運印綬、正官の運なければ身旺の運に際會して幸福來

る(注意)身旺の生れは正財偏財運又正官印綬の運に會して開運發達に赴く、何となれば財星は官星を生ずるので、官星勢を増加し吉を攻むるに基き故に、身弱の生れは印綬の運を吉とす、官は印綬を生じ印綬は吉を生ずるの理、又身旺の運も大吉である

雜氣財官格

(四柱中に財官印の三星あれば格を用ゐず)

一、月上の十二支が辰戌丑未なる時は此格とす、何となれば第三卷にも陳述するが如く、辰戌丑未は四季の土用に位ゐして季節の岐れ目なるが故に、種々雜多の星が潜伏してゐる、例へば戌の分野の中には辛(金)丁(火)戊(土)が潜伏し、未の中には丁(火)乙(木)己(土)が潜伏し、辰の中には乙(木)癸(水)戊(土)が蟄居し、丑の中には癸(水)辛(金)己(土)潜在して居るの類である、此四支にして月上に在るを雜氣格と稱す、故に此四支の分野中に伏在する十干を見て、正官となるか將た正財となるかを見定めなければならぬ、例へば甲の日の生れ月上に丑あれば、丑中の辛(金)は甲の正官となり、癸(水)は甲の印綬となり、己(土)は甲の正財となる、そこで丑の一字月上に在る許りにて財官印の三星悉く顔揃ひする次第である、餘は推して知るべし、

一、此格に遇ふ者は月令の支に刑、沖あれば効力薄弱を免れず、又た其支に刑、沖ありとすれば四柱中に比肩の字あるを忌む、刑、沖なければ大運及び歳君比肩の運に遇ふて發達す、例へば甲の日の生れは大運寅の運吉にして、歳君は甲の歳に發達し、其多くは財運に發達す、

一、雜記の格に入り刑、沖なければ、福あり壽あり、卑賤に陥らず、幸運に見舞はれ、盛名意に適し満足すべき徳を有する人である(注意)雜氣の命月上に丑の字あれば沖あるを吉とす、丑は天地の倉庫である、沖あれば鍵を以て錠を開くが如く天地の倉庫を開放するので財福發達す

慶應二年六月廿一日生	年丙寅	年壬子	年辛亥	年丙子
月乙未 <small>乙は戌の正官、未の中の乙又た、正官、丁は戌の印綬となる</small>	月丁未 <small>未の中の丁は庚財己は印綬</small>	月乙未 <small>未の中の己偏官</small>	月辛丑 <small>丑中の癸(水)は正官となる</small>	月辛丑 <small>丑中の癸(水)は正官となる</small>
日戊申	日庚戌	日癸未	日丙戌	日丙戌
時丙辰	時壬午	時辛酉	時辛卯	時辛卯

月上偏官格

(四柱中に偏官となる十干在れば用ゐず)

一、月上の十二支が偏官となる時は此格とす、故に月支が偏官となる場合は只月令許りに存在するを吉とす、又た時と年とにあれば却て不吉の命とす、何となれば身を尅するのと酷だしきを以てなり、

一、此格ある者は偏官の大運に遇ふて發達開運に向ひ、歳君又は偏官年に幸福を發するこ

と、なる。大運正官運、歳君正官年に災厄起り、殊に正官偏官複さなれば官殺混殺と言つて甚だ凶兆である。若し此格に入る者にして四柱中正官あるは悪しきを免かれず、

一、此格に遇ふ者月と年と冲するを甚だ忌む、

一、此格に入る者身旺の運に遇ふて大幸福を發し、又た印綬の運に會するも福祉に浴すること充分である。然れども歳君冲の年に遇ふて災厄來る（注意）四柱中に此偏官を制伏する食神の星なきは制伏の大運又は食神年に幸運來る、但し四柱中に制伏の食神ありて又た其食神年に遇へば却て凶兆である本来偏官は制伏の星なければ大發達を遂げがたし。

<p>年 丙子</p> <p>月 庚子 <small>子は陽の支丙は陽の干なる故丙子偏官となる</small></p> <p>日 丙辰</p> <p>時 乙未</p> <p>年 庚辰</p> <p>月 壬午 <small>月上午は陽庚又た陽なるを以て偏官となる</small></p> <p>日 庚寅</p> <p>時 辛巳</p>	<p>年 丙寅</p> <p>月 戊戌 <small>壬は陽戊戌とも偏官となる然る故</small></p> <p>日 壬午 <small>偏官となる然る故大に貴し</small></p> <p>時 辛亥</p>	<p>年 己巳</p> <p>月 癸酉 <small>酉は陰乙も癸に官となる此の偏官を以て貴し</small></p> <p>日 乙巳</p> <p>時 癸未</p>	<p>年 癸酉</p> <p>月 甲子 <small>子の水丙の偏官に癸の正官ある故官多し</small></p> <p>日 丙申</p> <p>時 辛卯</p>
--	--	---	---

此格に入る者刑冲なくして偏官を制伏する食神在りて、四柱中正官なければ、大發達して廣大無邊の幸福を享受することを得。

時上偏財格

一、時上にのみ偏財あるを云ふ、若し時上に偏財ありて其上年月の中に正財、偏財あれば却て凶兆とす、唯時上一位のみあるを最上の命とす、

一、時上偏財ある者四柱中に比肩あれば甚だ悪しく、又劫財あるも大凶にして冲あるも酷だ宜しからず、

一、此格に遇ふ者正財偏財の大遇に遇ふて大榮達を遂ぐ、若し大運中に財星の運なければ食神運に遇ふて開運す、

<p>年 戊辰</p> <p>月 甲寅</p> <p>日 丙寅</p> <p>時 庚寅 <small>時上庚丙の偏財</small></p>	<p>年 丙午</p> <p>月 丁酉</p> <p>日 乙卯</p> <p>時 己卯 <small>己土乙木の偏財</small></p>	<p>年 庚午</p> <p>月 丙戌</p> <p>日 己丑</p> <p>時 癸酉 <small>癸水己土の偏財</small></p>	<p>年 戊寅</p> <p>月 甲子</p> <p>日 己未 <small>癸水己土の偏財</small></p> <p>時 癸酉</p>	<p>年 丁卯</p> <p>月 壬子</p> <p>日 丙子 <small>庚金丙火の偏財</small></p> <p>時 庚寅</p>
--	--	--	--	--

時上一位貴格

一、時上のみ偏官あるを云ふ、若し年月に正官偏官あるは甚だ凶にして窮途に漂零し難

路に潦倒して、生涯苦境を脱するとなし、不幸の裡に快々として悲鳴を擧ぐるの外なし、
 一、時上に限り偏官あるは至大の幸福を發し、能く社會の信用を享け、福祿豊饒にして權威備はり、卑賤に陥る患ひなし、
 一、凡そ偏官は制伏する星、則ち食神となる干支が四柱の中に備はるを大吉とす、若し四柱中に制伏の星なければ制伏の大運に遇ふの時、或は歳君食神年に開運發達を爲す、
 一、時上に偏官在りて四柱中に制伏する星在れば偏官旺の運則ち大運偏官の運又歳君偏官年に開運發達を爲す、
 一、時上に偏官在りて四柱の中に食神となる干支なければ、大運偏官の運、又た歳君偏官年に至りて非常の災難起り、失望の淵に沈まねばならぬ、
 一、本來偏官は冲と羊及とを忌む、去れど時上偏官は冲も羊及も更に忌むことなし、
 一、時上偏官在る者大運歳君共に身旺の運に遇ふて開運に赴く、
 一、時上偏官在る者は諸事嚴格を崩さず磊落不羈にして小事に關せず大事に動せず、權威備はり資格を保ち、福壽兩全にして榮達多幸の命とす、

年癸未
月戊午

年丁巳
月丁未

年甲子
月戊辰

年辛丑
月庚寅

年庚亥
月甲寅

日甲子

時庚午 時上の庚甲木の偏官

日丙辰

時壬辰 時上の壬水丙火の偏官

日甲辰

時庚午 時上の庚甲木の偏官

日庚戌

時丙子 時上の丙火庚金の偏官

日壬寅

時戊申 時上の戊土壬水の偏官

飛天祿馬格

一、庚の日生れ四柱中に子の字あるを云ふ、
 一、壬の日生れ四柱中に子の字多きを云ふ、
 一、四柱中に正官偏官なき者は此格を用ゆ、若し庚の日の生れ四柱中に子の字在れば子は午を冲して、午中に潜伏する丁を引出し正官と爲す、故に四柱中に子の字多き程吉とす、
 一、本來人として正官なければ資格なく、從て福徳なく、乃で自己の四柱中に官星なければ勢ひ他の援助を求めて相當の資格を備ふる必要上他より正官を抽出して後援者たらしむるのである、
 一、夫れで庚の日の生れにして子の字在れば、子の分野の中には壬がある、然るに筋向ひの午の域中に丁が潜伏して居る、この丁と壬は本來干合の質にして、換言すれば則ち夫婦である、故に子は午の圈内に進入し、其女干たる丁を誘出し來て、公然同棲の姿を呈し、其妻の質分たる丁(火)は取も直さず庚(金)の正官となりて、内助の功、夫の資格を備へること

になる。

- 一、此格に入る者四柱中に丁の字午の字あれば此格とせず、又大運は午の運歳君は丁の年大凶とす、大運歳君印綬旺相財運に發達す、
- 一、壬の日の生れ四柱中に子の字あれば子は筋向ひの午の埒中に突入し、其處に潜伏する己(土)を捕獲し來つて壬の正官となすのである、
- 一、此格に入る者四柱中に巳の字午の字あれば此格とせず、
- 一、此格の者大運午の運丑未の運、又た午の年に逢ふて災害起る、
- 一、丐食の命 || 飛天祿馬格に遇ふて時上に偏官在れば官星多きに失し、身を攻むること強烈なるを以て赤貧に陥る、
- 一、庚子壬子の日の生れの者は、子を以て午を押し官星を得るも、若し四柱中に丑の字あれば丑は子を引留めて午を押しせしめず、夫れで丑の字あれば此格とならず、

年壬申 月壬子 <small>子は午を押し 丁を得て官星 となす</small> 日庚子 <small>丁を得て官星 となす</small> 時辛巳	年辛未 月庚子 <small>子は午を押し 丁を得て官星 となす</small> 日庚辰 <small>丁を得て官星 となす</small> 時甲子	年戊寅 月丁巳 <small>子は午に押し 午中の己を得 て官星となす</small> 日壬子 <small>午中の己を得 て官星となす</small> 時壬子	年丙寅 月壬辰 <small>子は午を押し 己を得て官星 となす</small> 日壬子 <small>己を得て官星 となす</small> 時庚子	年壬子 月壬子 日壬子 時壬寅 <small>大吉</small>
---	---	---	---	--

同飛天祿馬格

- 一、辛の日癸の日の生れ、四柱中に亥の字あるを云ひ而して亥の字多きを貴ぶ、
- 一、辛の日の生れ四柱中に亥の字あれば、亥は巳を押しして巳の中の丙を引出し、辛の正官となす、
- 一、癸の日の生れ四柱中に亥の字あれば筋向ひの巳の分野中の戊を引出し、癸の正官となす、四柱中に丑の字申の字あれば上乘とす (丑は巳酉丑の三合して辛金に旺相し力を強へ、又た金は癸の印綬となる、申は金の産地なり)
- 一、亥は巳を押しするも戊の字あれば隣人忠告の姿となりて巳を押しに遣らず、乃で忠告者たる戌あれば此格に入らず、
- 一、此格に入る者大運戌の運、又歳君戌の年に厄難生ず、
- 一、辛の日の生れにして此格に入る時四柱中に丙の字又は巳の字あれば此格を用ゐず、
- 一、癸の日の生れにして此格に入る者、四柱中に巳の字あれば格をなさず、
- 一、何れも大運巳の運、又歳君巳の年に宜しからず、

年庚子 月癸未	年庚辰 月己亥	年丁丑 月己酉	年癸亥 月癸亥
------------	------------	------------	------------

日 癸亥
時 癸亥

日 癸酉
時 辛亥

日 辛亥
時 己亥

日 癸酉
時 乙卯

何れも大運印綬運又た財運を得て發達開運に赴く、身弱は旺相運亦吉とす、

倒冲格

- 一、丙の日の生れ四柱中に午の字あるを云ふ、午は多きを望む、
- 一、四柱中に官星なき者此格を用ゆ、丙の日の生れ四柱中に午の字あれば午は子を冲して子の中の癸を捕獲し來り正官となす、
- 一、此格に入る者四柱中に未の字あれば未は午と合して子を冲せしめず、仍て此格とせず、
- 一、此格に入る者四柱中に子の字又癸の字あれば酷だ悪しく、大運子の運、歳君癸の年に災禍到る、
- 一、此格の者は印綬の運及び財運を吉とす、身弱は旺相また吉とす、

年 乙卯
月 庚午

年 戊午
月 戊午

年 乙丑
月 戊午

日 丙午
時 己丑

日 丙戌
時 己丑

日 丙午
時 己丑

倒冲又格

- 一、四柱中に正官偏官なきもの此格を用ゆ、
- 一、丁の日の生れにして四柱中に巳の字あるを言ふ（巳は自家の筋向ひの亥中に進入す、然るに亥の分野家族なる女子の本夫が亥中に潜伏してゐる、故に此丁壬は從來許嫁の仲であるから、いざと言へば引伴れ來るが則ち丁の本夫たる正官である）
- 一、斯る次第であるが、若し四柱中に辰の字あれば巳を引止めて冲せしめず、そこで辰あれば此格とせず、

- 一、又た四柱中に壬の字、亥の字あれば格を求むるの必要なし、
- 一、此格大運亥の運、歳君壬の年、又た辰の年を大凶とす、
- 一、大運印綬の運、又た旺相運大吉にして、歳君甲乙の年及び丙丁の年吉とす、

年 丁未
月 甲午

年 己巳
月 庚戌

年 辛未
月 乙巳

日 丁 巳
時 乙 巳

日 丁 巳
時 丁 巳

日 丁 巳
時 己 丑

乙巳鼠貴格

一、乙の日の生れ時上に丙子あるを言ひ、是亦た四柱中に官星なきを云ふ。
一、此格に遇ふ者四柱中に庚辛申酉の干支、則ち乙の正官偏官となる字あれば此格とせず、大運申酉の運、歳君庚辛の年に遇ふて災厄起る。

年 甲 子
月 丁 卯
日 乙 未
時 丙 子

年 癸 酉
月 壬 戌
日 乙 未
時 丙 子

酉あるを以て此格とせず

年 壬 寅
月 癸 卯
日 乙 卯
時 丙 子

此格丑の大運また丑年に凶にして身旺の大運を吉とす。

六乙鼠貴格

一、乙の日の生れにして四柱中に子の字あるを云ふ。

一、此格は乙の日の生れにして四柱中に正官偏官なく正財偏財なき者に限り用ゆ。

(註記) 乙は本來庚を正官となす、夫れで四柱中に子あれば子は巳に暗合す(子の分野の中の癸が巳の中の戊と合す)巳は申と刑合である、則ち巳申に合して庚を起し、則ち乙の正官となる。

一、此格時上子の字あれば甚だ凶。

一、亥の字卯の字あれば吉とす(亥未三合して乙(木)に力を添ゆるが故なり)

一、此格午の字あれば子を冲するを以て凶とす、又た戌辰の土あれば子を尅するが故に凶とす。

一、此命大運申酉の運、歳君庚辛の年に遇ふて凶とす。

一、此格身旺の運、印綬の運を吉とす。

合祿格

一、戊の日の生れにして時上に庚申あるを云ふ。

(註記) 本來戊(土)は乙(木)を以て官星とす、夫れで時上に庚あれば庚は乙と合して妻となす、假令四柱中に乙の字あるにせよ、無きにせよ、庚は乙を暗中より抽出し來りて戊の正官となす、引力を有す。

- 一、此格に入る者四柱中に甲乙の字在れば、強て格を求むるの必要なし、又丙の字巳の字を忌む丙は庚を破り巳は申を刑す、
- 一、此格に入る者大運巳の運歳君巳の年を凶とす、
- 一、大運亥子の運歳君壬の年或は旺相年に幸福を發す、
- 一、此格に入る者四柱中に印綬なく、正官偏官なければ、秋冬の生れに限り福祉を得、之れに反し春夏の生れは宜しからず、

年丙戌	年庚午	年丙子	年丁巳	年己丑
月辛丑	月壬午	月丁酉	月辛亥	月辛未
日戊子	日戊寅	日戊戌	日戊辰	日戊申
時庚申	時庚申	時庚申	時庚申	時庚申

同合祿格

- 一、癸の日の生れ時上庚申あるを云ふ、
- 一、此格は巳申合するが故に隨伴して離反せず、故に時上の申は巳を牽引して、巳中の戊(土)が癸の正官となる、

- 一、此格の人にして四柱中に戊の字あれば、正官復なるが故に大凶とす、又た巳の字は申を刑するが故に凶となる、且つ四柱中丙の字、庚の字申の字を尅傷するので、此格とせず、
- 一、此格の生れ巳午の運、歳君丙の年巳の年大凶とす、
- 一、大運亥子の運、歳君壬癸の年に大吉、

年壬戌	年乙未	年壬午
月乙丑	月癸酉	月庚戌
日癸酉	日癸未	日癸丑
時庚申	時庚申	時庚申

子遙巳格

- 一、甲子の日の生れ時上に又た甲子あるを云ふ、
- 一、此格は甲子の日の生れにして、時上に甲子あり、四柱中に官星なき者に限り用ゆ、
- 一、さて子の分野中に癸ありて、巳の中の戊と合す、夫れで常に巳と子とは暗々裡に干合して離背せず、隱然默契して提携することゝなる、
- 一、子中の癸巳中の戊と合し、其求心力を以て巳を牽引するのであるが、巳の分野中には其

外に潜伏する丙の星がある、此丙は戊が癸と結合したので、自己も又た辛と結合して同席す、茲に於て子の中の癸が巳の中の戊と會合するばかりで、巳の中の丙が辛を抽出すやうになる、此辛が則ち酉である、夫れで巳と酉と集り來つて更に丑を抽出し、巳酉丑の三合金局が渾然一黨を起す順序となる、此三合金局は取も直さず甲(木)の正官となるので貴重の推命組織となる、

一、此格に入る者は、正官の運に遇ふて幸運に向ふ、

一、此格にして四柱中に庚辛の字、又は申酉の字あれば、却て凶なるを免れず、何となれば同臭味の一黨三合金局を起すに拘はらず、又重ねて官星在るため、甲を尅破すると甚だし、一、此格の命にして四柱中に丑の字あれば、丑と子と支合するが故に、丑のために子は其自由を拘束せられ、遂に格の價値を得ざるに至る、

一、又四柱中に午の字あれば子を冲するが故に此格とならず、

一、四柱中に一字たりとも庚辛申酉の字あれば大に忌む、

一、此格の者大運正官運酉の運、又た印綬運子の運、歳君壬癸の年に會して幸福を發す、

年	丁	亥
月	甲	寅
日	甲	子
時	甲	子

丑遙巳格

一、辛丑||癸丑にあたる二日の生れにして四柱中に丑の字あるを此格とす、

一、丑中に辛ありて巳の中の丙と合す(丑の分野を指す)

一、丑中に辛ありて巳の中の戊と合す(巳の分野を指す)

一、此格にして丑の字あれば、癸辛ともに巳の中の丙戊と合するので丑の魔力が巳を魅し、自然離間し能はざる情合となる、恰も無意識の裡に、花の雌雄両蕊が合接して實を結ぶの理である、

一、此格四柱中に子の字あれば丑と合するが故に、丑は進退の自由を失ひ此格とならず、

一、此格四柱中に申の字酉の字あるを大吉とす、如何となれば申は巳と合し、酉は巳と三合し、巳を動かさなくなつて、丑と結合せねば進路なく、茲に於て辛の日の生れは、巳の中の丙と合して正官となり癸の日の生れは巳中の戊と合して正官を得ることになる、

一、辛丑の日の生れ、四柱中に丙、丁、巳、午の字あれば格を用ゐず、又た子の字あれば此格とならず、

一、癸丑の日の生れ、四柱中に戊己の字、巳の字あれば此格とせず、

一、癸の日の生れ、四柱中に丁の字あれば格を破ぶることゝとなる、何となれば丁は子の中

の壬と合して、子を誘引し子は又丑を引止めて其丑勢力を失ふ、
一、四柱中に全く官星なきもののみに此格を用ゆ、

年壬	申	年乙	亥	年甲	申	年乙	丑
月癸	丑	月壬	午	月壬	申	月辛	巳
日癸	丑	日癸	丑	日辛	丑	日辛	丑
時癸	丑	時癸	丑	時辛	丑	時辛	丑

壬騎龍背格

- 一、壬の日の生れにして辰多きを云ふ、
- 一、壬の日の生れにして寅多きを云ふ、
- 一、壬の日の生れ辰多きは身上榮達して貴紳の地位に進む、
- 一、壬の日の生れ寅多きは福祉聚中して富豪の地位に達す、
- 一、壬の日辰多きは辰が戌を冲して、戌の分野中に伏在する丁を釣り出し、壬と合して正財となる、故に戌中の戌は又た壬の偏官となり、戌中の辛は印綬となる、されば戌中の財官

印の吉星悉く我が有に歸し働きをなす、又た戌(土)は壬の官星となり資格を與へ、辛(金)は壬(水)の母星となつて仁義を守らしめ、尙ほ壽命を與へ、丁(火)は壬の財となり、其妻星となりて福祿を起す、

- 一、壬の日の生れ寅の字多きは富豪となる、如何となれば寅は三合寅午戌を起すの元素である、則ち午の火は寅に生れ午に至て帝旺となり、戌に隠退して死することになる、一例を擧ぐれば、草莽の間に生まれ、一躍匹夫の境を脱して宰相となり、功成り名遂げて後ち身退き終に死するが如きである、夫れで寅あれば午を牽引して、壬の正財となし、戌を抽出して壬の官星となすので、寅の字多きだけ福祿厚し、則ち寅中の丙、午中の丙、丁、戌中の丁悉く壬の財となつて働きをなし、幸福を生じ多福を起す、

- 一、此格の者、四柱中に、寅午、戌の三合あれば幸福を生ず、
- 一、壬辰の日の生れにして年時上に寅の字多きは、午の財を抽出すが故に富む、
- 一、壬寅の日の生れ年、月時上に辰多きは其身貴きも福薄し、

年辛	酉	年丙	寅	年壬	寅	年壬	寅	年庚	寅
月壬	辰	月壬	子	月壬	寅	月壬	寅	月甲	寅
日壬	辰	日壬	辰	日壬	辰	日壬	辰	日壬	辰

井欄又格

- 一、四柱中に申、子、辰の三星あるを此格とす、殊に庚申、庚子、庚辰の如く、天干が皆庚なる時は更に大吉とす、若し生日が庚にして、年月時に戌の字あるも亦良好とす(戊申、戊子、戊辰)何れにもせよ申、子、辰の三合四柱中に備はれば此格に入る、
- 一、此格時上に丙あれば甚だ凶、
- 一、若し時上申あれば此格とならず、
- 一、此格三合水より(寅、午、戌)火の三合を冲するので格をなす(子冲寅、申冲辰、戌冲)
- 一、庚の日の生れ三合中の子より午を冲し、午の分野中の丁(火)を正官となし、午中の己(土)印綬となるを以て貴しとす、
- 一、三合の中、申は寅と冲して寅の中の甲を捕獲し來り庚の財となす、戌の分野中の辛は庚の妹分にして寅の分野中の丙は庚の偏官である、此丙申干合するので則ち敗財、偏官の干合となりて大いに福を起す、斯は是れ惡星變じて良星となるの類である、何となれば財官印の吉星を生擒するに因る、

- 一、此格を得る者四柱中に丙の字又は、巳の字、或は寅、午、戌の字あれば大いに忌む、如何となれば、重ねて官星に遇ふので凶となる、故に此等の支を有するものは災害四方より起りて薄倖免がれがたき數奇の命である、
- 一、此格の生れにして寅、卯、辰の大運に際會すれば福社を發す、又午の運、未の運に發達す、然れども歲君丙丁の年巳の年に遇ふて凶惡を免がれず、
- 一、戊子の日の生れ及び丙辰の日の生れも亦此格とす、
- 一、井欄格を得る者にして生日(戊子)の日とすれば、命中の申は寅を冲し、寅中の甲(木)戊の偏官となる、子は午を冲し、午中の丁は戌の印綬となり、三合の水は戊の財星となる、之れで財、官、印の顔揃ひが出来るのである、
- 一、丙の日の生れにして此格を得れば、子中の癸(水)は丙の官にして寅中の丙の印となり、申中の庚(金)丙の財星となる、之れで財官印の吉星が列坐して芽出度良運を産み出すのである、

一、大運歲君前同斷、

歸祿格

一、生れたる時に建祿あるを此格とす

- 一、甲の日の生れ生時に寅あるの類、又た乙の日生れ生時に卯あるの類を云ふ、
- 一、四柱中に正官偏官なきものは此格を用ゆ、若し四柱中に官星あれば此格を用ゐることなし、此格にして冲あらんか、酷だ凶にして福を遠ざけ悪を導くこととなる、
- 一、大運は身旺の運、食神傷官の運、歳君旺相年、食身傷官年に發達開運に向ふ、
- 一、此格に遇ふ者六忌を大凶とす、六忌とは一に(冲、刑)二に(合、三)に(倒食、偏印)四に(正官)五に(比肩)則ち月日の(同干、六)に(年日同干支)なるを云ふ、
- 一、以上の六忌に遇ふは此格とせず、尙ほ六忌の中一忌にても出現することあれば吉ならずと知るべし、
- 一、此格に遇ふもの福祿多し、

六陰朝陽格

(此格至大の富貴となる)

- 一、辛の日の生れ時上に戊子あるを云ふ、
- 一、辛の日の生れ生時に子ありて、子の分野中の癸が巳の分野中の戊と干合す、換言すれば巳の中の戊は子の中の癸と合す、それで子は巳を釣り出す磁石性を有す、茲において巳中の丙も引力を起し辛の日干と合して陰陽相合し正官となる、茲に至つて官印兩全の命を作る(戊は辛の印綬、丙は辛の正官)

- 一、此格に遇ふものは宏大無邊の幸福を發して功名利達を得、世人に欽慕せられ、官途に就けば陞進速く、實業界に立てば成功著しく、兎に角顯位發達の命である、
- 一、大運申酉戌の秋に至つて大發展をなす、戌は印綬の運、申酉運、歳君戊己の年庚辛の年に福祉至る、若し西方の大運申酉、戌なき生れは寅卯の財運亦た吉とす、之れ財は官を生ずるの理なればなり、又た辰の運は印綬となりて良好なり、
- 一、亥、子、丑は北方運なるが故に則ち傷官運となりて大凶とす、
- 一、巳、午、未は火の運、則ち官星重なるの理にして大凶とす、故に四柱中の大運にして此運あれば不幸續出し、父母を喪ひ妻子を瘞し、或は損失病氣の絶間なしと知るべし、

年己卯 月辛未 日辛酉 時戊子	年辛未 月辛丑 日辛丑 時戊子	年乙亥 月乙酉 日辛丑 時戊子	年己卯 月戊辰 日辛卯 時戊子	年戊辰 月辛酉 日辛亥 時戊子
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

四柱中に丑の字あれば子と合するの格とせず

刑合格

- 一、癸の日の生れにして時上に甲寅あるを云ふ、

- 一、寅は巳を刑し、巳の分野中に戌ありて癸の正官となる。
 - 一、此格飛天祿馬の格と同一にして冲と刑との差異あるのみ。
 - 一、細説すれば癸の女干夫なし、夫れで家人の寅は巳の宅に侵入して戌(土)を生擒し來り癸と妻はし夫婦となす、之れが則ち戌癸の干合である、而して戌は癸の正官となる。
 - 一、此格を得るもの四柱中に戌己の官星あれば格を用ゆるの必要なし。
 - 一、此格四柱中に庚の字、申の字あれば寅を破るが故に、冲して官星を捕へる勇氣なし。
 - 一、大運寅の運、歳君庚の年、又た申年に運を傷ひ逆境に陥る。
 - 一、大運寅の運、子の運は頗る良好にして、歳君壬癸の年また開運の樂境に入る。
- (注意) 旺相中にも大運亥の運に遭遇すれば亥と寅と合するので、寅は巳を刑するを忌みて格を失ふ。

年	丙	戌	年	癸	酉	年	壬	寅	年	丁	亥
月	甲	午	月	癸	亥	月	癸	卯	月	丁	卯
日	癸	亥	日	癸	卯	日	癸	酉	日	癸	卯
時	甲	寅	時	甲	寅	時	甲	寅	時	甲	寅

拱祿格

- 一、此格は兩方より建祿を挟さむを云ふ。
- 一、此格六十干支の内に唯五日あるのみ。
- 一、丁巳の日の生れ年月時に丁未あるが如きは此格とす、如何となれば丁より午が建祿に當る、夫れで未と巳との間に午の字を挟むの類である。
- 一、己未の日の生れ年月時に己巳あれば巳と未とで午を挟さむ己より午は則ち建祿なればなり。
- 一、戊辰日の生れ年月時に戊午あれば辰と午とで巳を挟さむ巳は則ち戌の建祿なり。
- 一、癸丑の日の生れ年月時に癸亥あれば亥と丑とで子を挟む子は癸の建祿なり。
- 一、癸亥の日の生れ年月時に癸丑あれば丑と亥とで子を挟む子は癸の建祿なり。
- 一、此格に遇ふ者は填實を忌む、填實とは其建祿に當る地支に遇ふを忌むの謂ひである例へば丁巳の日の生れ四柱中に未あれば午を挟んで建祿となる、之れに大運歳君ともに午に遇ふを填實と稱して凶とす、祿重さなれば災害を醸す、則ち餘るは足らざるの基ひである。
- 一、此格時と日との間に建祿となる支を冲するもの四柱中にあるを忌む、譬えば丁巳の日

の生れ時上に未あれば未と巳との間に午を挟んで丁の建祿となす(四柱中に子の字あれば午則ち建祿を冲する事となる)

一、此格の生れ四柱中に偏官あれば大凶とす、何となれば建祿を起すの勇氣なし、若し偏官あれば拱祿とせず、主として其偏官に注意を拂はなければならぬ、

一、此格のもの大運偏官の運、歳君偏官年に凶變興り、意想外の不幸に落つ、

一、日と時とで建祿を挟む場合、時空亡に遇ふ者は盛衰酷だしく一たび發達を見るも其運終れば大敗を來す、

一、大運歳君印綬の運に多く發達す、尤も四柱全體の組織を見究めて運を起算するが上乘の策である、

拱貴格

一、此格日と時とで貴人を拱するを云ふ、其拱する支こそ即ち貴人である、

甲寅日甲子時……丑を挟んで丑中の辛甲の正官

壬子日壬寅時……丑を挟んで丑中の己土の正官

甲申日戊戌時……酉を挟んで酉中の辛甲の正官

戊申日戊午時……未を挟んで未中の乙己の正官

乙未日乙酉時……申を挟んで申中の庚乙の正官

辛丑日辛卯時……寅を挟んで寅中の丙辛の正官

一、如上の六日が此格にて日時の間を挟む支を貴人と名付け、早く言へば其挟む支の分野の中に、正官が潜伏するを云ふのである、例へば甲寅の日甲子の時なれば丑を挟んで貴人となす、其丑中の辛金(甲)の正官とするの類である、

一、此格填實を忌む、填實とは其挟む地支に遇ふを忌む、例へば甲寅の日、甲子の時の命、寅子の間に丑を挟むので、大運歳君共に丑の運に遭遇するを嫌ふのである、

一、次に日時の間を刑、冲あるを太だ忌む、

一、此格の者四柱中に官星あり、冲あり、偏官あるを頗る忌む、若し官星及び冲、刑あれば、此格を適用せず、

一、純然たる此格の者は、大運歳君共に印綬の運、及び財運を吉とす、身弱は旺相運吉とす、

月上印綬格

一、此格月上の地支中に印綬あるを云ふ、

一、此格に遇ふもの四柱中に正官偏官あるを良好とす、如何となれば官は印を生じ、印は吾を生ずるが故に兩々相俟て次第相生となり大吉とす、

一、此格四柱中に正官あれば、身旺の生れは大發達を遂ぐ、又た身弱の生れは印綬の運、旺相運に發達す。

一、此格の生れ四柱中に正財偏財あれば吉とせず、如何となれば財星は印綬を破るが故なり、又大運も財運は同様である。

一、印綬、死絶に遇ふは不幸の人にして生涯發達鈍く薄俸の域を脱する能はず、本來印綬は何れにあるも死絶に遇ふを忌む。

年 甲戌	月 壬申 <small>申中の庚印綬</small>	日 癸卯	時 癸亥
年 戊辰	月 甲寅 <small>寅中の甲印綬</small>	日 丁卯	時 乙巳
年 己卯	月 丁卯 <small>卯中の乙印綬</small>	日 丙申	時 壬辰
年 壬辰	月 癸卯 <small>卯中の乙印綬</small>	日 丙辰	時 甲午
年 乙亥	月 己丑 <small>丑中の己印綬</small>	日 庚寅	時 辛巳

雜氣印綬格

一、辰、戌、丑、未の月に生れて此四支の分野中に潜伏する星が印綬となるを此格とす。

一、此格に遇ふもの大運、正官運、歲君正官年に開運す、正財、偏財運は太だ凶とす、如何となれば官は印綬を生じ、印綬は吾を生じて次第相生となる、財運は印綬を破るため凶惡とす。

年 戊寅	月 乙丑 <small>丑中の癸印綬</small>	日 甲辰	時 丁卯
年 庚寅	月 庚辰 <small>辰中の癸印綬</small>	日 甲申	時 戊辰
年 丙寅	月 壬辰 <small>辰中の乙印綬</small>	日 丙子	時 辛丑
年 丁巳	月 丁未 <small>未中の乙印綬</small>	日 丙辰	時 癸巳
年 乙亥	月 丙戌 <small>戌中の戊印綬</small>	日 辛未	時 辛卯

十八格の解

六壬趨良格

一、壬の日の生れ四柱中に寅の字多きを云ふ。

一、壬の日の生れ四柱中に寅の字あれば寅の分野中の甲(木)は己と合して夫婦となる、此甲の妻たる己(土)は壬の正官となる。

一、寅中の丙は辛と合して此辛は壬の印綬となる、之れにて官印兩全の命となりて貴し。

一、此格四柱中に申の字在れば寅を沖して破るが故に甚だ忌む。

一、此格財官共に填實を忌む、寅中の甲、己を迎へて壬の正官となす、而るに又た四柱中に己

(土)あれば、官星重きなりて自己を尅すること甚だしきを以て大凶とす、大運丑未に遭遇し、歳君己の年に際會して運を傷ひ逆境に落つ、

一、又た寅中の丙は壬の財星となる、夫れで重ねて四柱中に午の字あるか、若くは大運巳の運歳君丙の年に凶事起る、

一、此格の生れにして身旺なれば富貴となる、大運歳君身旺に會して發達開運す、

一、此格四柱中に亥の字あれば、亥は寅と合するので格を起さず、假しや亥の字なき四柱といへども大運亥の運、歳君亥の年又た申の歳に凶事起りて不幸を怨嗟することになる、

一、此格の生れ月上に亥の字あれば、生涯貧命とす、志望多く畫餅に歸し不幸に沈淪す、

六甲趨乾格

一、四柱中に亥の字多きを此格とす、

一、甲は寅を建祿とす、而るに四柱中に亥の字あれば、亥は寅と合するので、亥は自然自己の求心力を以て、寅を引起し其寅は則ち甲の建祿に當る、

一、此格の者巳の字を忌む、亥と巳と沖して、亥寅の合を引離すので、亥は寅と合するを得ず、

一、此格の者、巳の字、寅の字、大運歳君共に遭遇するを大凶とす、又た正財の歳君及び大運丑未に遭遇すれば其水を破傷するため甚だ凶とす、

一、此格に入る者は天賦の幸福に浴して、家運の隆盛を來す、さはれ四柱中己の字多ければ福神之れを厭ふて逃避するの虞れあり、

勾陳得位格

一、戊辰の日 一、戊子の日 一、戊申の日 (此日の生れ申子辰の三字四柱に在りて水局を爲すを云ふ)

一、己卯の日 一、己亥の日 一、己未の日 (此日の生れ四柱中に亥卯未の三字あるを此格となす)

一、此格に遇ふ者、身上至て尊く、貴顯となり、富豪となり、慈善陰德に富み、仁義道德を守り間然する所なき高貴の命とす、

一、若し四柱中に冲刑あれば貴を變じて凶となす、四柱中偏官強きは却て災禍を發す、

一、此格の生れにして身旺の者は頗る幸運なり、若し身弱なれば印綬あるを以て可とす、

一、大運身旺の運印綬の運に幸福を發す、又偏官の運、歳君偏官年又冲刑の年凶とす、

玄武當權格

一、壬寅の日 一、壬午の日 一、壬戌の日 (此日の生れ四柱中に寅午戌の字ありて火局を結ぶを此格とす)

一、癸未の日 一、癸丑の日 (此日の生れは前同斷にして四柱中に寅午戌の火局ありて財星となるを云ふ)

一、此格に遭遇するもの、四柱中に冲あれば宜しからず、又た子の字、申の字、辰の字ありて寅

午戌を冲し破るを酷だ忌む。

一、此格を得て冲、破なければ至大の福德あり、其性温和にして才智に富み、禮節を重んじ、權威はり、上下の信用厚くして、生涯を歡樂の裡に送り、惡魔の侵害を受けずして、福壽兩全の命とす、此命ある者は顔色赭黒を帯ぶ、

一、此命大運歲君共に冲に遇ふ時災害起る、

一、大運歲君身旺の運印綬の運に遇ふを吉とす、

炎上格

一、丙の日の生れ四柱中に寅、午、戌の火局あるか、若くは巳、午、未、南方の星のみ顯はれるば此格とす、

一、此命大運亥子の運、歲君壬癸の水運に逢ふて災厄起る、大運寅卯の運、歲君甲乙の木星に逢ふて開運發達に赴く、巳午の大運、丙丁の歲君則ち身旺の運も大吉とす、

年 丙 午
月 丙 寅
日 丙 戌
三合火局

年 丙 寅
月 戊 戌
日 丙 午
三合火局

年 庚 戌
月 丙 午
日 丙 寅
三合火局

時 辛 酉

時 癸 卯

時 辛 酉

潤下格

一、壬の日の生れ四柱中(申、子、辰の水局、亥、子、丑北方星)此兩位を此格とす、

一、此格に逢ふ者大運申、酉の運、歲君庚辛の運に遭遇して發達開運をなす、

一、大運己、午、未、歲君丙、丁、巳、此南方の運、大凶とす、又寅卯辰の運、歲君甲乙の年に凶とす、

一、此格に逢ふは多福とす、其性端正にして毫も仁義を破らず、胸底常に洒々として、心事高潔至つて貴顯の命にして、社會の崇敬を受け、行途の蹉跌を來さず、世路の風濤に會せざる無難至福の命とす、

年 壬 申
月 辛 亥
日 壬 戌
時 壬 子
三合水局

年 庚 子
月 庚 辰
日 壬 申
時 辛 亥
三合水局

此の如き西方の星と北方の星のみあれば其德宏大にして災厄なく終生福祉を逸せざるの命とす、

從革格

- 一、庚辛の日の生れ四柱中(巳、酉、丑)の金局あるか、若くは(申、酉、戌)の三星あるか、何れにするも西方の星のみあるを此格とす。
- 一、此格を得るもの四柱中に巳午の字、又た丙丁の字あれば不良にして格を用ゐず。
- 一、大運(巳、午、未)の南方の運に逢ふて災害起る(申、酉、戌)西方の運に逢ふて幸福を發す、歳君丙丁の年に苦境に陥り庚辛の年に發達開運す。
- 一、此命四柱中に(亥、卯、未)三合木局あれば(金木間革)と云ふ。
- 一、此命四柱中に冲と刑とに逢ふを酷だ忌む、大運歳君冲、刑を忌む、又歳君墓に入りて此格を得る者、申、酉、戌の三字四柱中に全備する時に月上辰、戌、丑未の土ありて庚辛の印綬となり格を生ずるの命なれば無限の福德を得ることが出来る。
- 一、大運印綬の運、旺相申、酉、戌の運、歳君庚辛、戌、巳の年に開運幸福に向ふ。

年	戊	戌	戌	年	辛	酉	酉	年	辛	丑	丑
月	辛	丑	戌	月	庚	戌	戌	月	辛	辛	丑
日	庚	申	申	日	庚	申	申	日	辛	丑	丑
時	辛	巳	巳	時	辛	巳	巳	時	辛	巳	巳
		<small>己酉丑三合金局</small>				<small>同上</small>				<small>同上</small>	

稼穡格

- 一、戊己の日の生れ、四柱中に(辰、戌、丑、未)全備するを此格とす。
- 一、大運(巳、午、未)又た(申、酉、戌)總て南方、西方の運に遭遇して發達開運に赴き、歳君丙、丁、戊、己、庚、辛の年に開運を迎へ幸福を發す。
- 一、此格假令癸の字あるも災害なし、却て財となつて福祉多し。
- 一、(亥、子、丑)北方(寅、卯、辰)東方の大運大凶とす、歳君壬癸、甲乙の年に凶事起る。

年	戊	辰	年	戊	戌
月	己	未	月	己	未
日	己	丑	日	戊	辰
時	甲	戌	時	癸	丑
		<small>此命時上甲木在</small>			<small>吉</small>

- 一、此格を得るもの四柱中に壬の字、甲乙の字、寅卯の字あれば格を用ゐず。
- 一、此格に遭遇するもの年月時に戊己の字多きは頗る吉とす。
- 一、本來此格を得る者は、其質正直にして、不正の行爲なく、自然の福德を其身に保有するを以て、爲すこと悉く圖にあたり、行ふこと總て人道を外づれず、無上の幸福無限の嘉祥を得、社會の尊重を蒙り、窮苦困厄の憂ひなく、終世樂境に在るの命とす。

曲直格

〔一名……仁壽格……また青龍格〕

一、甲乙の生れにして四柱中に(亥、卯、未)の木局あるか、若くは(寅、卯、辰)東方の星全備するを此格とす。

一、此格を得る者は慈善心豊かにして、道徳を恪守し、殊に憐憫の情深く、能く扶け能く救ひ其徳禽獸草木に及ぶと云ふも敢て過言にあらず。

一、大運亥子の運、又た寅、卯の運、歳君壬癸年甲、乙の年に發達を來す。
一、大運、申、酉、歳君庚、辛の年に災害起る。

年	丁卯	年	乙卯	年	甲寅	年	甲寅
月	丁未	月	癸未	月	丁卯	月	丁卯
日	乙未	日	乙亥	日	甲辰	日	乙未
時	丁亥	時	丙子	時	丙寅	時	丙子
	<small>三合木局</small>		<small>三合木局</small>		<small>皆な東方の星</small>		<small>三合木局</small>

日徳秀氣格

一、乙の干、四柱中に三つまであつて、地支(巳、酉、丑)の三合金局あるを云ふ。又た丙子の日、壬子の日、辛卯の日、丁酉の日、四日も此格とす。

一、此格に逢ふ者は福壽完全の質なり、去れど四柱全體の組織悪しきは、酷だ凶にして、且つ

四柱中に冲、刑あれば大なる不幸を免れず。

一、大運より年月を冲、刑する時、又た歳冲、刑に逢ふて凶事あり。

一、大運歳君印綬の運を吉とす。

福德格

一、此格に逢ふ者、福祿あり、又た壽命長く仁義を全ふするを得べしといへども、四柱中に冲、刑あれば酷だ凶なり。

一、大運より年月日を冲するか、刑することあれば災厄あり、歳君年月を冲、刑するを嫌ふ。

一、大運歳君共に身旺の運に吉とす。

乙丁、己辛、癸の五干に(巳、酉、丑)の三合悉く完備するを此格とす。

巳、酉、丑の三支全備すれば此格とす。

年	乙巳	年	丁巳	年	己巳	年	辛巳	年	癸巳
月	乙酉	月	丁酉	月	己酉	月	辛酉	月	癸酉
日	乙丑	日	丁丑	日	己丑	日	辛丑	日	癸丑

棄命從財格

- 一、此格四柱中に正財、偏財のみありて自己の力(日干を)及ばざるを此格とす。
- 一、例へば甲、乙の日は四柱中辰、戌、丑、未の財星ありて傷尅するものなく、ただ旺んにして四柱中に其日干を生ずる印綬なければ自己(日干を)財に當るの力消滅して進退谷まり、終に身の破滅となる。
- 一、抑も財星は吾より尅するの星である、甲乙日の生れにして戊、己、辰、戌、丑、未の土は則ち財星となる、此財は自己に制伏するの力なければ、資財を得ること不可能となる、一例を揚ぐれば富豪の子弟にして其相續者たるものが身躰羸弱なるか、或は暗愚にして、祖先傳來の財産を維持し増殖するの能力なく、外難を怖れては保護を親戚に托し、さなくば他人の甘言に乗ぜられて財を散じ、若くは酒色の資に充て、果ては親族に横領せられ、他人に騙取せられ、自己も蕩盡して、賣家と唐様で書く三代目の零落を來たすに至る、財星又此理に漏れず、制伏の力なければ他に漏洩するを免かれず。
- 一、然れども、あまり其財多額なれば、賢婦競ひ來つて妻となり、躬自から家政を掌握して一家を統治し、其衰敗を防ぐが如く、財星多きは財星の力を得て命を棄て財に従ふの格となる。

- 一、此格ある者配偶者に據り家政を整へるので、常に妻を崇尊する稟質である、所謂嫡天下の家庭は此等であらふ(財星は妻星なるが故に妻の威勢強しとす)
- 一、大運、食神、傷官の運、歲君、傷官、食神年又大運正財、偏財運、歲君正財、偏財年に幸運至る。
- 一、此格ある者は義侠心に富み疍癩強ければ往々失敗を招くことあるを以て注意を要す、されど多くは温和の質とす。

傷官生財格

- 一、例へば乙の日生れ地支に寅午戌の三合火局揃ふか、又は月上に傷官あつて、甚だ旺んなる時(火は則ち乙の財を生ずる星なり)自然に財を生ずることゝなるが故に發達開運の組織となる。
- 一、此格を得る者は其質温和にして、且つ愛嬌あり、長上の引立多く、貴顯に親炙するを得て、社會の崇尊厚し、只性急の癖あるは缺點とす。
- 一、此格を具する者は父母の縁薄し、其多くは異郷に住す。
- 一、大運、歲君身旺の運、財運、食神、傷官の運に發達す、正官、偏官運、印綬、偏印の運凶、歲君も亦官運、印綬の運に凶とす、年月を刑沖する年亦凶とす。

棄命從殺格

一、地支三合して偏官となり、其偏官甚だ旺んにして勢力強く、四柱中に偏官を制伏する星もなく、又た吾を生ずる印綬なきを此格とす、

一、又た正財、偏財ありて偏官を生じ、偏官益々勢力を増加するを云ふ、

一、又た四柱中に天干地支に偏官多く、其偏官を制伏する食神、傷官なきを此格とす、

一、前述の如く四柱中に偏官多くして制伏なきか、或は偏官旺んにして拮抗すること能はざるの命は、詮方なく其身を放抛して殺に従はねばならぬ、何となれば其身(日干)抵抗力なきゆへ遁げ出したきも、年月時の干支を離れて日干獨り退去するを得ず、已むなく降を乞ひ、自己の特質を捨て、意志を枉げて其身の安全を計らねばならぬ、茲に於てか日干憐みを求め心を翻へし意を矯め膝下に跪くため、偏官の強敵も憐憫の情を起し共同して働き、内憂外患を一掃し、一家和合し清福長へに衰えず、故に此格に遇ふ者は温和にして、福壽兩全の命とす、

一、大運、偏官運、正財、偏財運、歳君偏官年、正財偏財年に發達す、

一、大運、歳君共に食神、傷官は大凶とす、

傷官帶殺格

一、甲乙の日の生れに限るを以て、他の命には此格なし、而して四柱中に庚辛の官星ありて

地支に寅、午、戌の三合火局あるを此格とす、

一、此格に入る者は中年において大運巳午又は旺相運に遇へば無限の發達を來すこと他に比類なし、幸運一たび飛來するや宏大無限の福祉蟄集する幸福の命である、又身旺の運にも發達す、

一、本來金は木の仇敵である、換言すれば金は木の長上である、然るに世には敵あればこそ人智も進み、業も勵み、長上あつて智慧もつき、働かせもさせられるので、甲乙の木の爲めに金たる庚辛は正官、偏官となつて、資格を與へ徳を授け福を起さしむる理となる、本來此神に火ありて尅するから凶となるに似たれども、此格に限り大吉となる、

一、さて金は元來土中に生じ其形骸岩石と選ぶ所なきも一たび火力に據り分拆せらるゝや含有物悉く融離せられ、更に精鍊せられて、始めて黄金ともなり、鋼鐵ともなり、世人の需用を充たすことになる、故に甲乙の生れにして庚辛の金星あれば三合火局の熔爐に於て充分精鍊され、挾雜物を去り甲乙に與ふるため寔に見上げたる財産家となり、社會に名聲轟き、徳望威信衝天の勢ひを示めずに至る、

一、大運、巳、午の運、旺相寅、卯の運、歳君丙、丁、甲、乙の年に好運來る、

歲德扶殺格

- 一、年上に偏官あるを此格とす、
- 一、例へば甲の日の生れの如き年上に庚の字あるを此格とす、刑、冲なければ福德權威共に備はり、殊に臣としても主の資格ある稟質とす、
- 一、若し其年上偏官を制伏する食神の星四柱中に存在すれば、祖先要職を帯びて家を興せし後裔たるを知ることが出来る、
- 一、大運、歳君共に四柱の躰質を見て定めねばならぬ、

歳徳扶財格

- 一、年上に正財、偏財あるを此格とす、
- 一、年上に正財偏財ありて、其財、建祿、長生に坐し、冲、刑なく、四柱中に食神あれば財を生ずるの命なるを以て、生家の家督を相續して遺産を安然に保持し、徐ろに發達の幸運に向ふ、假しや家督の踏襲を爲さざるにせよ、必ず遺産の恩恵を蒙ること慥かである、
- 一、此格四柱中に比肩、劫財、敗財あれば、却て財を尅し、遺産なく、福祿なく、妻を尅して其縁變るか或は死別するかである、
- 一、此格に入る者、身旺の生れば、發達著しく、身弱の生れば、祖業を繼がず、遺産を有せず、假令遺産の餘澤を得ることありとするも中年に至りて悉く消失す、且つ諸事意の如くなら

ずして、生涯薄福の境を脱する能はず、出費繁くして勞して効なき命とす、

- 一、大運旺相、食神傷官運に發達す、歳君亦然り、
- 一、劫財、敗財運に遇ふて大凶とす、歳君亦同じ、

挾丘格

一名(拱財格)

- 一、生日の支と生時の支との間に財星を挾むを云ふ、
- 一、例へば甲寅の日の生れ、甲子の時なれば、子と寅との間に丑の字あり、丑中の己(土)甲(木)の正財となる、是れを名付けて拱財と謂ふ、
- 一、又た乙卯の日の生れ、丁巳の時なれば、卯と巳との間に辰を挾さむ、辰の分野中の戊(土)乙(木)の正財となる、
- 一、又た甲午の日の生れ、壬申の時なれば、午と申との間に未を挾さむ、未の分野中の己(土)甲(木)の正財となる、
- 一、又た癸酉の日の生れ、癸亥の時なれば、酉と亥との間に戌を挾さむ、戌の分野中の丁(火)癸(水)の偏財となる等を云ふ、

(注意) 虚挾するを吉とす、例へば甲寅の日の生れ、子の時の命の如き、子と寅との間に丑ありて正財となるとき、若し四柱中に丑の字あれば、却て大凶とす、其丑の字が四柱中にあれば、填實と稱して賤た凶とす、

一、此命身旺の生れは大吉とす、
一、大運身旺の運、正財の運に大發達をなし、歳君身旺の運、又た財運に發達開運す、

年 庚 申	年 壬 戌	年 癸 亥
月 庚 辰	月 壬 寅	月 辛 酉
日 癸 酉 <small>酉亥の間に戌在て 戌中の丁、癸の財</small>	日 甲 寅 <small>寅子の間に丑在て 甲の正財</small>	日 乙 卯 <small>卯巳の間に辰在て 乙の正財</small>
時 癸 亥	時 甲 子	時 辛 巳

(以下附屬格)

兩干不雜

一名(兩干連珠格)

年 丙 寅	年 戊 辰	年 甲 戌
月 丁 酉	月 己 未	月 乙 亥
日 丙 寅	日 戊 寅	日 甲 辰
時 丁 酉	時 己 未	時 乙 丑

一、年月日時たゞ兩干のみにして、東方の干、西方の干、北方の干、南方の干、此の如くに干一致するを此格とす、
一、此格ある者は仁義を破らず福壽圓滿の命とす、
一、大運身旺の運、印綬の運に發達す、歳君亦た同じ、
一、干一位は晩年大發達す、

五行俱足

(引用書の儘を抜萃す)斯る命は千萬人中にも尠なし、

年 甲 子 金	年 乙 酉 水
月 戊 辰 木	月 壬 午 木
日 丁 巳 土	日 辛 未 土
時 丁 未 水	時 丙 申 火
胎 己 未 火	胎 癸 酉 金

一、此格年、月、日、時、胎此の五ツの内納音の性が水火木金土の悉く全備するを謂ふ、
一、胎とは生月の干より十番目前の干が妊娠月の干となりて支は生れ月の支より四ツ目後の支が受胎月の支に當る、
一、此格を有する者、年月日に官殺の有無を問はず、五行全備するのを云ふのである、此格に入る者は身軀強く壽長く無事を保つ命とす、
一、大運、歳君、印綬の運に吉、
一、此外、天干一位のみ、或は地支一位のみあることがある、皆其四柱の組織に由つて定むべし、

殺重有 救詩訣

丙臨申位逢陽水	月逢戊土返長年	若有吉神來救助	方知安樂壽綿綿
己到雙魚天可知	更逢乙木死無移	千頭若有庚金助	恰似春花放舊枝
丙臨申位火無烟	陽木逢之命不堅	若得土來相救助	管教福壽得長年

支辰一字

年	甲	寅
月	丙	寅
日	庚	寅
時	戊	寅

一、此命地支一氣にして混雜せざれば至つて富貴の命とす、
 一、大運水火の兩運を忌み土運に逢ひ發達す、

天元一氣

年	乙丑	甲子
月	乙酉	甲戌
日	乙亥	甲寅
時	乙酉	甲午

一、天干相同じきを云ふ、
 一、若し壬(水)の天干に對し地支に寅卯(木)あれば大運巳午(火)を迎へて富貴を極む、
 一、四卯全くして辛字相連なれば地位低く福淺くして壽長からずと知らねばならぬ、

一、庚辛(金)が申酉の運に入れば富貴榮達を見る、
 一、戊(土)連りて午字多ければ中和を得て功名を博す、但し冲を忌む、

鳳凰池

年	甲	戌
月	甲	戌
日	甲	戌
時	甲	戌

一、天干地支一氣を云ふ、
 一、天干地支甲戌重りて戌の運に逢へば損失を免れざるも、南方火運を迎へて名利赫々驚くべき發達を遂ぐ、
 一、天干の四癸、地支の四亥は共に水にして、亥は卯、未三合の元である、故に此三合が卯の本座に甲乙あり、卯は酉と冲して酉の格に侵入し酉中の庚と干合して夫婦となる、此庚は癸(水)の母星印綬である、當四柱中に印綬なきも乙より庚の印綬を誘出して福社を享く、若し南方の火運に遭遇すれば火は庚(金)の印綬を破壊するを以て命を保ち難し、

と検討上の注意を述べ

局格の用作

定格の解説を終りて尙注意したきは本卷の劈頭に叙述せし如く、先づ自他の生年月日時を摘記して干支の命するが儘に第一卷の表に基き四柱を組織し更に十二運を見定め附屬せる諸星を添加して後に正官、正財、偏官、偏財、印綬、食神の吉星を發見し難き場合にのみ格局に就て照合せなければならぬ、格は推命學において最も重きを置くべき價値を有してゐる、而して其大運の選定方も比較的容易であつて格さへ見出せば格本位に秤量して誤りなきことを再言する、然も一方において効果ある代りに吉凶二つながら輕からざることを思はなければならぬ、

四柱撮要法 淵海子平より拔萃

之れを用ゐて官となれば傷くべからず、之れを用ゐて財となれば劫すべからず、之れを用ゐて印となれば破るべからず、之れを用ゐて食神となれば破るべからず、之れを用ゐて祿となれば冲すべからず、若し七殺あれば須らく制するを要す、制伏大に過ぐれば反て凶となる、若し傷官に遇へば須らく靜かなるを要す、此は是れ子平萬法の宗、(子平即ち推命學の原書)傷官最も怕る官運となるを、官在りて吾に財星を見るを喜ぶ、印殺を好み財位を嫌ふ、羊刃冲を怕れて合を迎ふるに宜し、比肩は七殺の制に逢ふを宜しとす、七殺喜んで見る食神の刑、祿ありて官星の到るを見るを怕る(官重なるを忌む)、食神最も喜ぶ偏財に臨むを、此は是れ子平撮要の法、江湖の術者仔細に明かにせよ、

増補改訂 四柱推命奥義祕傳錄卷之四終

終

